

令和5年度委託研究事務処理説明書(補完版) 主な改定事項リスト

改定日: 令和5年4月1日

連番	区分	大学等/企業等 共通		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1	大学等	p.4	I	共創の場形成支援プログラムにおける用語の解説	共通版との重複内容を削除。 企業等及び参画機関の定義変更。
2	大学等	p.14	II 10 (2)	プロジェクトにおける知的財産権について	拠点において代表機関及び参画機関が策定するプロジェクト本体の知的財産権の取扱いルールに基づく扱いとする旨を追記。
3	大学等	p.17	III 4	共同研究等の契約	企業等及び参画機関の定義変更に伴う文言の修正(取扱いには変更なし)。
4	大学等	p.17-18	III 8	計上できる外部リソースの条件	企業等及び参画機関の定義変更に伴う文言の修正(取扱いには変更なし)。 JSTの委託研究費を原資として大学等を除く参画機関から調達を行う場合、当該発注業務にかかる直接経費及びプロジェクトへの貢献は外部リソースに計上できない旨を追記。
5	大学等	p.18	III 9	大学等を除く参画機関がプロジェクトで活動する際に必要となる費用について	項目の追加。

※上記の他、文意に大幅な変更の無い修正やURLの更新等があります。